

令和 2 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 10 月 1 日改正

新潟市文書館運営協議会の委員の公募に関する要領

（目的）

第 1 条 この要領は、新潟市文書館運営協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

（委員定数）

第 2 条 公募委員の定数は、2 人以内とする。

（応募資格）

第 3 条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する満 18 歳以上の者
- (2) 本市職員及び本市議会議員ではない者
- (3) 本市の附属機関等の委員ではない者

（応募方法）

第 4 条 応募者は、住所、氏名（ふりがなを記載）、生年月日及び連絡先を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail 等により応募するものとする。

2 応募を受け付けた場合は、応募者に対し、適宜の方法により受け付け、確認の連絡をするものとする。

（選考委員会）

第 5 条 公募委員を選考するため「新潟市文書館運営協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募のつど設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 文化スポーツ部長
- (2) 歴史文化課長
- (3) 文書館館長

（選考方法）

第 6 条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は令和 3 年 10 月 1 日より施行する。